

主眼事項及び着眼点(指定訪問リハビリテーション事業)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p style="text-align: center;">指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっているか。</p>	<p>法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 75 条</p>
第 2 人員に関する基準	<p style="text-align: center;">指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士を置いているか。</p>	<p>法第 74 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 76 条</p>
第 3 設備に関する基準	<p style="text-align: center;">指定訪問リハビリテーション事業所は、病院又は診療所であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p style="text-align: center;">また、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>法第 74 条第 2 項 平 11 厚令 37 第 77 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士又は作業療法士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速や</p>	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37第83条 準用(第8条)</p> <p>準用(平11老企25第3の3の(1))</p> <p>平11厚令37第83条 準用(第9条)</p> <p>準用(平11老企25第3の3の(2))</p> <p>平11厚令37第83条 準用(第10条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 受給資格等の確認	<p>かに講じているか。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 11 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 11 条 第 2 項) (法 73 条 2 項)</p>
5 要介護認定等の申請に係る援助	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 12 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 12 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 心身の状況等の把握	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 13 条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 64 条 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 64 条 第 2 項)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明すること、居宅	平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 15 条)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 16 条)</p>
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 17 条)</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士又は作業療法士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士又は作業療法士の氏名の記載があるか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 18 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(8))</p>
12 サービスの提供の記録	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定訪問リハビリテーションについて法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 19 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 健康手帳への記載	<p>受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳(老人保健法第13条の健康手帳をいう。)の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p> <p>(ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。)</p> <p>なお、医療の記録のページには、以下の記載をしているか。</p> <p>「医療機関の名所・所在地・電話」の欄には、指定訪問リハビリテーション事務所の名称、所在地及び電話番号を記載しているか。</p> <p>「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日を記載しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 65 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 5 の 3 の(2))</p>
14 利用料等の受領	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けて</p>	<p>平 11 厚令 37 第 78 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>いるか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第1項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、上記(1),(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に要した費用につきその支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払</p>	<p>平 11 厚 令 37 第 78 条 第 2 項</p> <p>平 11 厚 令 37 第 78 条 第 3 項</p> <p>平 11 厚 令 37 第 78 条 第 4 項</p> <p>法 第 41 条 第 8 項</p> <p>施 行 規 則 第 65 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	
15 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 21 条)
16 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>(1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平 11 厚令 37 第 79 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 79 条第 2 項 (法 73 条 1 項)
17 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>(1) 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士又は作業療法士が行うものとしているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者</p>	平 11 厚令 37 第 80 条 平 11 厚令 37 第 80 条第 1 号

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 訪問リハビリテーション計画の作成	<p>の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。</p> <p>(5) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。</p> <p>(1) 医師及び理学療法士又は作業療法士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。</p> <p>(2) 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、利用者又はその家族に対し、訪問リハビリテーション計画の内容について説明をしているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(3) 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の</p>	<p>平 11 厚 令 37 第 80 条 第 2 号</p> <p>平 11 厚 令 37 第 80 条 第 3 号</p> <p>平 11 厚 令 37 第 80 条 第 4 号</p> <p>平 11 厚 令 37 第 81 条 第 1 項</p> <p>平 11 厚 令 37 第 81 条 第 2 項</p> <p>平 11 老 企 25 第 6 の 3 の (3) の</p> <p>平 11 厚 令 37 第 81 条 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
19 利用者に関する 市町村への通知	<p>内容に沿って作成しているか。</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 26 条)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 26 条 第 1 号)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 26 条 第 2 号)</p>
20 管理者の責務	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、指定訪問リハビリテーション事業所の従業員の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業員に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 5 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 52 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 52 条 第 2 項)</p>
21 運営規程	指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリ	平 11 厚令 37

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
22 勤務体制の確保等	<p>テーション事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とした運営規定を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士又は作業療法士の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士及び作業療法士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士及び作業療法士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。</p>	<p>第 82 条</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 30 条 第 1 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 6 の 3 の(4) の</p> <p>平 11 老企 25 第 6 の 3 の(4) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 30 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 衛生管理等	<p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士又は作業療法士の資質の向上のために、その研修の機会の確保しているか。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士又は作業療法士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士又は作業療法士が感染源となることを予防し、また理学療法士又は作業療法士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 30 条 第 3 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 31 条 1 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(19))</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 31 条 第 2 項)</p>
24 掲示	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士又は作業療法士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 32 条)</p>
25 秘密保持等	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な</p>	<p>平 11 厚令 37</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>第 83 条 準用(第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 33 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 33 条 第 3 項)</p>
	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 35 条)</p>
	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載す</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 36 条 第 1 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(22)の)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 事故発生時の対応	<p>るとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 36 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 36 条 第 3 項)</p>
	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 37 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 37 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 会計の区分	<p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(23)の)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 38 条)</p>
30 記録の整備	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。</p> <p>(3) 少なくとも次に掲げる記録を 2 年間備えているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">指定訪問リハビリテーションに関する記録</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 訪問リハビリテーション計画書</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ 診療記録その他の個々の指定訪問リハビリテーションに係る記録</p> <p style="padding-left: 40px;">準用される基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録</p>	<p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 6 の 3 の(4) の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 変更の届出等	<p>指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条)で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問リハビリテーション事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令(同上)で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	法第 75 条
第 6 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項 2 訪問リハビリテーション費の算定	<p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号「厚生大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。</p>	法第 41 条第 4 項 法第 53 条第 2 項 平 12 厚告 19 の一 平 12 厚告 19 の二 平 12 厚告 19 の三 平 12 厚告 19 の別表の 4 の注 1

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 サービス種類相互の算定関係	利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費を算定していないか。	平 12 厚 告 19 の別表の 4 の 注 2